

令和 9 年度 通学許可区域

市（郡）		通 学 許 可 区 域	〔令和 8 年 9 月現在の 校区で示しています。〕
広島市	中 区	全ての小学校区	
	東 区	福木，上温品，戸坂城山，東浄小学校区を除く全ての小学校区	
	南 区	似島小学校区を除く全ての小学校区	
	西 区	己斐東，山田，鈴が峰，井口，井口明神，己斐上，井口台小学校区を除く全ての小学校区	
	安佐南区	中筋，古市，祇園，長束，原，原南，東野小学校区	
	安芸区	瀬野，中野東，畑賀，阿戸，みどり坂小学校区を除く全ての小学校区	
安芸郡		府中町，海田町，坂町内の全ての小学校区	

注 意

- 本校では通学上の安全確保のため，通学許可区域を決めています。したがって上記の通学許可区域に，現に居住している方，または令和 9 年 4 月 1 日までに居住する方以外の願書受付はお断りします。
- 上記通学許可区域は，卒業時まで遵守していただきます。
〔卒業時まで，通学許可区域外から通学していることが判明した場合〕
には，速やかに転校していただきます。
- 通学方法は，徒歩または，公共の交通機関の利用に限ります。自家用車，タクシーでの通学は認めません。